

檀原市立鴨公小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

Ⅰ いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、被害児童の気持ちに寄り添い、いじめの認知を積極的にしていく。学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら地域社会全体で、継続的な取組を行うことが必要である。なお、「いじめ事案」とは「いじめ」発生後の対応も含めた一連の事柄とする。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（2）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係団体等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織として「いじめ問題対策委員会」を設置する。 【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。 【別紙1】 【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。また、学年の発達段階に応じて未然防止のための授業を取り入れていく。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階からいじめを積極的に認知する。また、定期的なアンケート調査や教職員との信頼関係の構築など児童がいじめを訴えやすい体制を整備することにも努める。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、心のケア等必要な支援を行う。加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行うとともに、内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止め、適切に対処する。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行い、いじめを受けた児童を引き続き十分観察し、必要に応じて関係機関と連携しながら心のケアや支援をしていく。

さらにインターネットやSNS上のいじめが問題になっていることから、保護者にもその現状や危険性を啓発し、学校と家庭・地域が連携・協力して児童を見守る関係の

構築に取り組む。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告及び調査主体

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。学校が調査主体となる場合、市教育委員会の指導・支援の下、心理や福祉、法律などの専門家からも支援を得て、校内いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。また、市教育委員会が調査主体となる場合、校内いじめ問題対策委員会は、市いじめ防止対策委員会に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、学校は、市いじめ防止対策委員会等に対して積極的に協力するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、十分に詳細な調査が行われていない段階で、軽々に事案に関する学校の判断を児童や保護者に伝えることはしない。

5 その他

・開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するために、基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止の取組は、児童の主体性を尊重し、その思いを大切に進めなければならない。教職員の指導が児童に届くためには、教職員と児童の共感的関係が前提となる。教職員は愛情をもって児童との信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たらなければならない。その素養を備えるべく研鑽を積みながら、教職員一丸となって対応を行うものとする。

・